

No.	問合せ内容	回答	更新日時
1	DR補助金等国の補助金と併用はできますか？	本補助金で申請する設備と、併用したい補助金で申請する設備等が重複していなければ、併用が可能です。 同じ設備に対し、2つの補助金を使って導入することはできません。	2026年4月15日
2	FIT制度は併用できますか？	併用できません。 相対取引による売電は可能です。	2026年4月15日
3	郵送やEメールでの申請はできますか？	できません。窓口にご持参ください。	2026年4月15日
4	窓口へ申請書類を持ち込む際に、申請者本人が行けない場合は、同居家族や業者が持ち込んでもよいか？	書類持込は代理の方でも構いません。 ただし、業者の方がお持ち込みされる場合は行政書士法に反しないことが条件となります。	2026年4月15日
5	令和7年度からの主な変更点を教えてください。	様式を変更しています。必ず最新版をご使用ください。	2026年4月15日
6	ソーラーカーポートは補助対象となるか。	一般的なカーポートの上に、架台やモジュールを後載せするようなものは、架台やモジュール等が補助対象となり、カーポート本体は対象外となります。 ソーラーカーポートとして一体的な製品については、補助対象となる部分と補助対象外となる部分とに分けて考える必要があります。詳しくは個別にお問い合わせください。	2026年4月15日

7	全部事項証明書（登記簿）は、土地家屋両方必要なのか。	いずれか一方で構いません。 例えば、太陽光発電設備を設置する場所が住居の屋根の上なのであれば、その住居（家屋）の全部事項証明書を添付してください。未登記家屋の場合は個別にご相談ください。 野立ての太陽光発電設備や、カーポートに太陽光発電設備を設置する場合は、そのカーポートが所在する土地の全部事項証明書を添付してください。	2026年4月15日
8	家屋の所有者がA、補助金の申請者が同居家族のBとなるような申請は可能か？	補助金要綱上「自ら所有し居住する住宅の敷地内」となっているため、所有者や補助金の申請者、見積書等のすべての添付書類等の名義が一致している必要があります。	2026年4月15日
9	家屋が共有名義の場合、申請者は連名である必要はあるか？	いずれか一方で構いません。ただし、No.8と同様、補助金の申請者や見積書等すべての添付書類の名義が一致している必要があります。	2026年4月15日
10	家屋の屋根に太陽光発電設備を設置予定だが、申請時には新築中である。この場合、全部事項証明書はどうしたらよいか？	申請時には、全部事項証明書の添付は不要です。代わるものとして、建築中の家屋に関する契約書の写しを添付してください。 なお、実績報告時には家屋の全部事項証明書を提出いただきます。	2026年4月15日
11	設置予定の家屋の平面図や立面図がなく、設置予定場所の図示に苦慮している。どのように示せばよいか？	設置予定家屋の写真に、設置予定場所を図示いただければよい。どの家屋（土地・カーポート）に、どこに設置するかがわかるよう示してください。	2026年4月15日

12	導入する蓄電池は、SIIに登録されていないといけな いのか。	SIIに登録されていなくても、補助要件を満たせば補 助対象となります。 補助金要綱をご覧になり、導入予定の蓄電池が補助 要件に合致するかを確認してから申請してくださ い。	2026年4月20日
13	家族名義の土地の上に、自分名義の住宅を新築し、 住宅の屋根の上に太陽光発電設備を設置する予定で ある。補助対象となるか。 また、その場合に必要な書類はあるか。	新築住宅の家屋がご自身の名義で、かつご自身で太 陽光発電設備を導入するのであれば、補助対象とな ります。 必要書類は、補助金要綱に記載の内容に加えて、 No. 10の問い合わせ内容も参考にしてご用意くださ い。	2026年4月20日
	(随時更新予定)		